

## パブリックコメントに対する回答

平成 25 年 4 月 1 日

### 【全般】

問 条例制定をすることによって、議会活動、議員活動の妨げとなるのではないか。

答 妨げとなるものではなく、それらの活動を活発にするものと考えている。

問 基本条例が制定されていない中で、議会運営はどのようにされていたのか。

答 今まで議会基本条例はなかった。議会運営に関しては、これまでは地方自治法の定めに基づき、その中での運営をしてきた。平成 20 年度以降、特に経済状況の悪化、少子高齢化により、国の財政、地方自治体の財政状況が厳しくなり、議会本来の機能はもとより、存在にさえ疑問が呈される状況になった。そこで、議会として改革を成すべく条例案を作成し、制定しようと考えた。

問 議員本来の仕事していれば、条例を作る必要はないのではないか。

答 当然、議員は自らを律した上で、本来の議員又は議会の責務を果たす事は当然である。しかし、本条例は、議員個々もさることながら、議会全体としての取り組み及び議会の在り方の指針と考えている。

### 【前文】

問 4 行目「ともに市民の信託」を「ともに市民の負託」とすべきではないか。

答 しかるべきであり、「負託」とする。

問 8 行目「議会が市民の代表機関」を「議会は、市民の多様な意見を把握し、合議制による意思決定機関」とすべきではないか。

答 条例案第 4 条、第 5 条において「市民の多様な意見を把握すること」等を定義しているため、それをまとめ前文では単純明解な表現として「議会が市民の代表機関」としたものである。

問 「この二元代表制の～」から改行すべきではないか。

答 「この二元代表制の特性を生かし、」を削除し、改行する。また、「市長は独任制の機関として、」の後に「二元代表制の特性を生かし、」を挿入することとする。

問 「このような使命を」からを改行すべきではないか。

答 そのようにする。

問 「我々は、」を「議会及び議会議員は、」とするべきではないか。

答 「我々は、」を「議会及び議員は、」とする。

問 「積極的な情報の公開、～」から「～公正性と透明性の確保、」までを各号列記とすべきではないか。

答 後述しているため、「積極的な情報の公開、」から「議会活動を支える体制の整備等について、」を削除とする。

### 【第3条】

問 市民にも議会について知り得る自由討議にしてほしい。

答 自由討議実施要綱第5条に自由討議の内容の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会の記録及び会議の取り扱いの規定に準ずるものとするを規定する。

### 【第5条】

問 議会報告会を年1回以上とあるが、議会毎に開催すべきではないか。

答 議会報告会の回数の規定については今までも議論されてきたが、最低でも年1回を義務付けそれ以上を行うということで年1回以上という表現に至った。よって、今回は条文の年1回以上との表現は変更しないこととするが、回数については運用面で議会の状況などを勘案して最大限ニーズに応えたいと考えている。なお、条文の改正についても第8章で見直し規定が定められており、今後の状況の変化をみて対応していく。

問 議会報告会は日曜日の昼間に3日間かけて、十分時間をとってすべきではないか。

答 開催日時はアンケート結果等を参考に検討していく。

### 【第7条】

問 第7条第1項(7)の「コスト」を、「原価(値段、費用等)」とすべきではないか。

答 第7条第1項(7)の「コスト」を、「費用」とする。